

	3. 資源物やごみの処理 1. 処理の概要	
--	--------------------------	--



かまくら3R推進
ロゴマーク

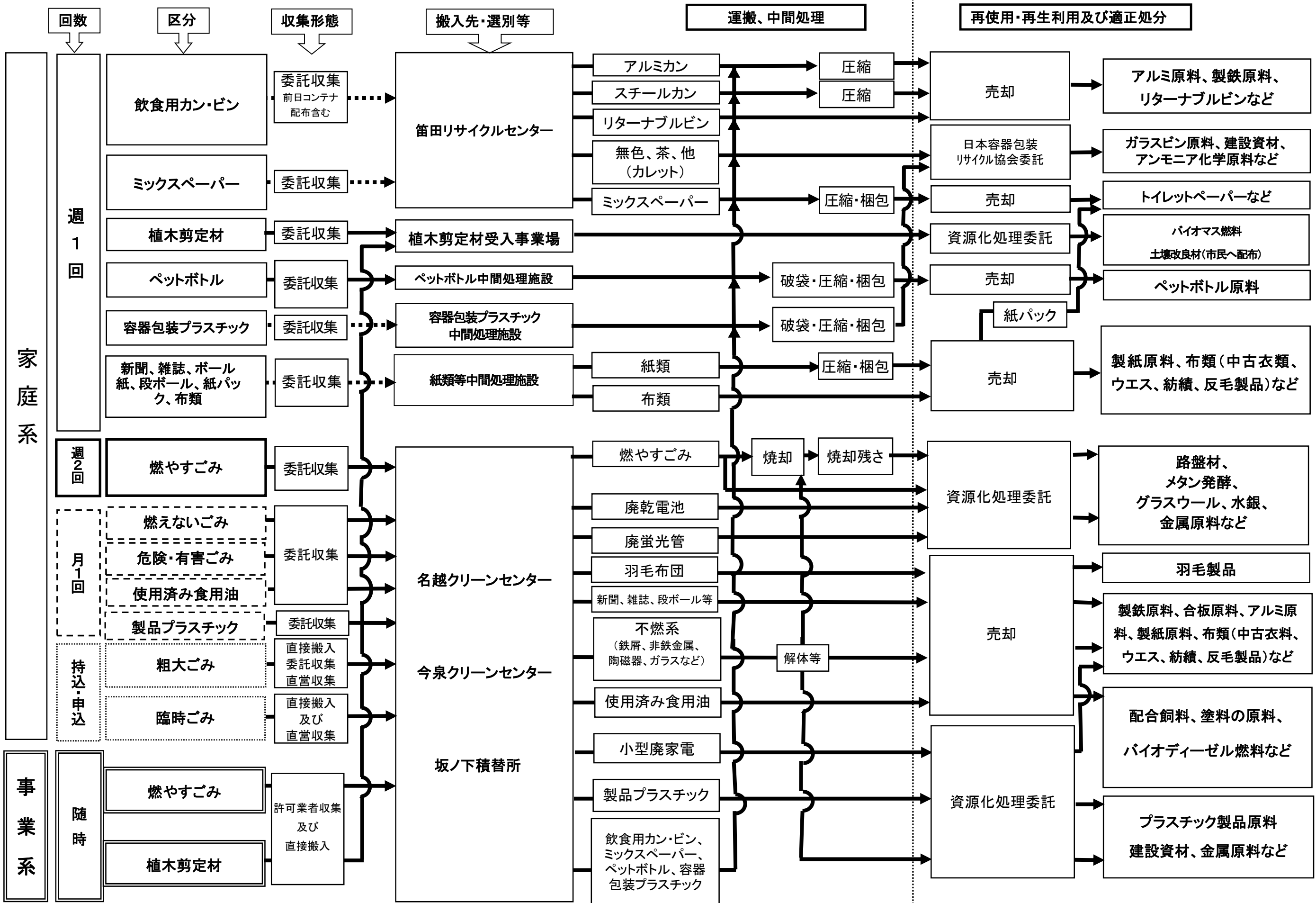


3. 1. 1 資源物とごみの収集

5分別

1 資源物			
※1	飲食用カン・ビン		週1回収集
※2	植木剪定材		週1回収集
※3	紙類・布類		週1回収集
※4	ペットボトル		週1回収集
※5	容器包装プラスチック		週1回収集
※6	使用済み食用油		月1回収集
※7	製品プラスチック		月1回収集
2	燃やすごみ		週2回収集
3	燃えないごみ		月1回収集
※8	危険・有害ごみ		月1回収集
5	粗大ごみ		随時収集(予約制)

- ※1 飲食用カン・ビンの分別収集を平成9年(1997年)10月から全市実施
- ※2 植木剪定材の分別収集を平成9年(1997年)10月から全市実施
- ※3 紙類・布類は平成16年(2004年)2月から収集の委託化により、紙類(紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌・ボール紙、段ボールなど)と布類の収集日を統合
- ※4 ペットボトルは平成12年(2000年)11月から全市域で分別収集開始
- ※5 容器包装プラスチックは平成15年(2003年)9月から平成17年(2005年)9月まで試行地域(大町・材木座・手広及び植木の4マンション)で分別収集を実施し、平成17年(2005年)10月から全市域で実施
- ※6 使用済み食用油の分別収集を平成19年(2007年)4月から全市実施
- ※7 製品プラスチックの分別収集を平成27年(2015年)1月から全市実施
- ※8 危険・有害ごみの分別収集を平成9年10月から全市実施

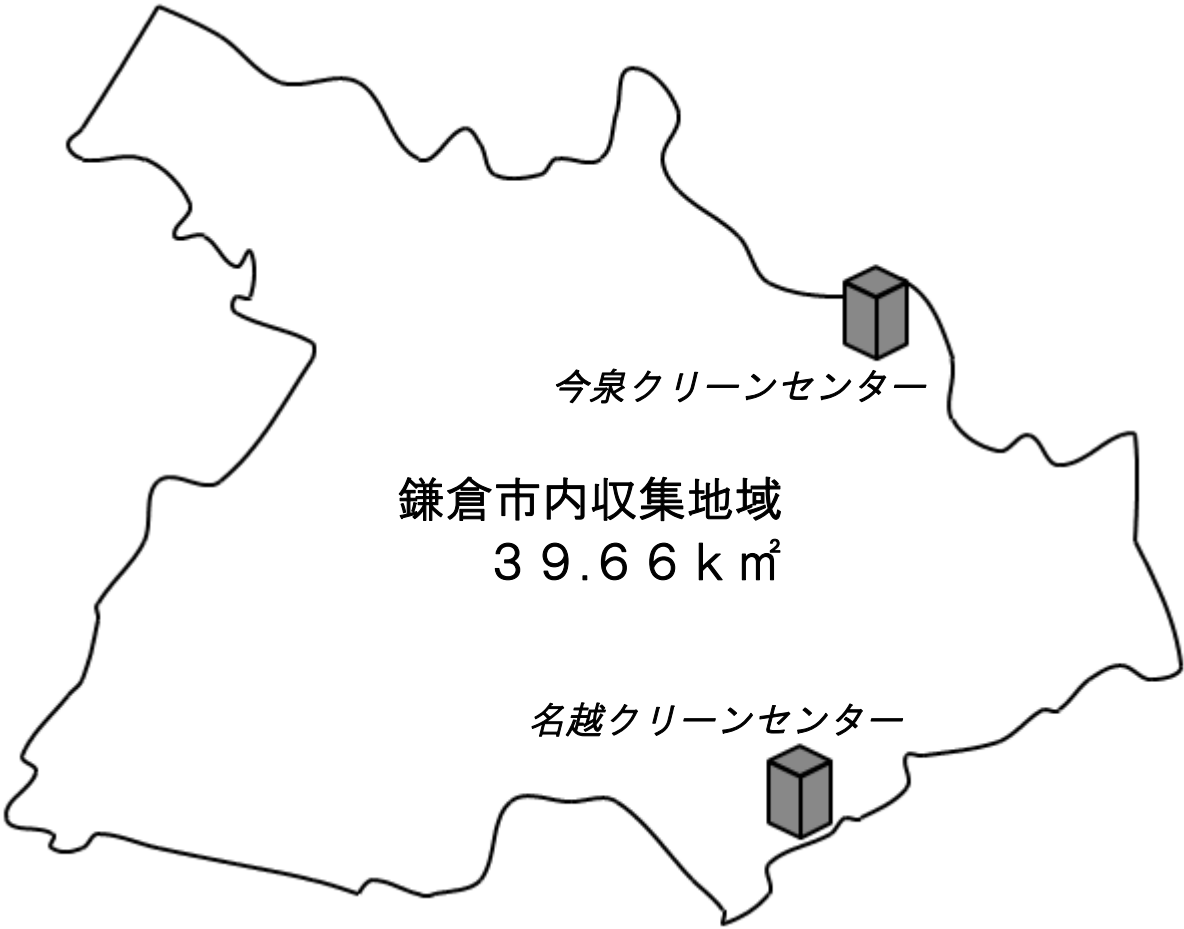


	3. 資源物やごみの処理 1. 処理の概要	
--	--------------------------	--

3. 1. 3 ごみ収集地域

令和6年（2024年）4月1日

クリーンステーション
市内 5,184 箇所
全世帯数 77,184 世帯



令和5年(2023年)4月より、名越クリーンセンター収集業務を今泉クリーンセンターへ統合

	3. 資源物やごみの処理 1. 処理の概要	
--	--------------------------	--

3. 1. 4 ごみ収集車両など

令和6年(2024年)4月1日現在

保有車両

車種	台数	所 属	
		名越クリーンセンター	今泉クリーンセンター
パッカー車（2トン）	6 台	2 台	4 台
深ボディダンプ車（2トン）	9 台	3 台	6 台
バキュームダンパー車（1.95トン）	1 台	0 台	1 台
軽深ボディダンプ車(0.35トン)	13 台	3 台	10 台
軽自動車	4 台	2 台	2 台
合 計	33 台	10 台	23 台



パッカー車
燃やすごみ等を
収集します。

軽深ボディダンプ車
狭い道での収集で
活躍しています。



深ボディダンプ車
粗大ごみ・臨時ごみ等
を収集します。

3. 1. 5 名越クリーンセンター周辺環境調査

名越クリーンセンターの焼却による周辺環境への影響を経年的に測定するため、平成 18 年度(2006 年度)から、周辺地域の大气及び土壌環境調査を実施しています。

大気調査は毎年度、土壌調査は 3 年に 1 回実施し、結果を住民の皆様に報告しています。

なお、今泉クリーンセンターについては、平成 27 年(2015 年) 3 月をもって焼却を停止したため、調査は行いません。

大気調査項目

- ①ダイオキシン類
- ②水銀
- ③ヒ素
- ④鉛
- ⑤カドミウム
- ⑥塩化水素
- ⑦二酸化硫黄
- ⑧一酸化窒素
- ⑨二酸化窒素
- ⑩窒素酸化物
- ⑪浮遊粒子状物質

土壌調査項目

- ①総水銀
- ②カドミウム
- ③鉛
- ④六価クロム
- ⑤ヒ素
- ⑥セレン
- ⑦ダイオキシン類

令和 5 年度(2023 年度)は大気環境調査を実施しました。

土壌調査は、前回令和 3 年度(2021 年度)に実施したため、令和 5 年度は実施しませんでした。

・ 令和 5 年度(2023 年度)の経費

名越クリーンセンター周辺土壌・大気環境調査業務 2,198 千円

3. 1. 6 ごみ処理の広域化

鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町のごみ処理広域化については、施設を共有し、共同使用することで、効率的な施設運用、管理が可能となり、環境に与える負荷を軽減し、また財政的なメリットを享受できます。

このことから「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）中間報告」の考え方や検討経過を踏まえ、鎌倉市と逗子市は、平成18年(2006年)4月に覚書を締結し、焼却施設や生ごみ資源化施設の整備に向けた協議を進めてきました。

しかしながら、平成19年度(2007年度)末に逗子市から生ごみを資源化する施設の建設については鎌倉市との共同整備に参画しないが、焼却施設は鎌倉市との共同整備を前提に協議を継続したい旨の意向が示されたため、以降は覚書の見直しと焼却施設整備についての協議を行ってきました。

逗子市は、平成21年(2009年)2月、逗子市長が平成21年度(2009年度)施政方針及び予算提案説明において、逗子市の既存焼却施設について、当面10年を超える延命化を行う方針を発表しました。このことにより、鎌倉市、逗子市の広域での焼却施設を逗子市に早期に整備することは困難な状況となりました。

そこで、平成22年(2010年)2月4日に、平成18年(2006年)4月24日付で締結した2市（鎌倉市・逗子市）でのごみの広域処理に関する覚書を合意の上解除し、同日付で2市でのごみ処理に関する今後の協議について、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設を新たに設置するに当たり、燃やすごみのごみ質を統一することを前提に、各市における生ごみ資源化施設等の稼働を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議する旨の確認書を取り交わしました。

平成27年度(2015年度)には、鎌倉市・逗子市に葉山町を加えた2市1町での広域化の枠組みについて検討を開始するとともに、平成28年度(2016年度)には、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会(以下「協議会」という。)を設立し、ごみ処理の広域連携についての覚書を平成28年(2016年)7月29日に締結しました。

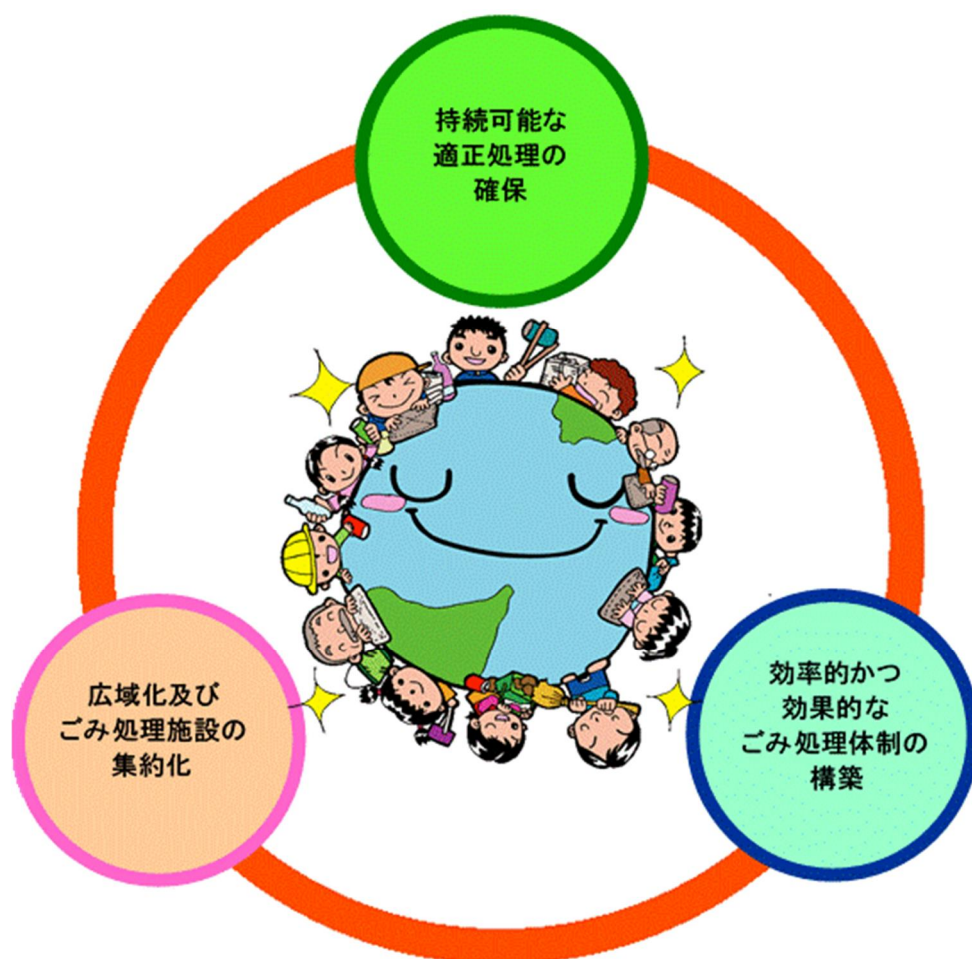
この覚書に基づき、ごみ処理広域化実施計画の策定を進めてきましたが、本市の新ごみ焼却施設建設について周辺住民との話合いが平行線となっている中で、ごみ処理は様々な手法が考えられることから、平成29年(2017年)11月に開催した協議会で燃やすごみ処理の広域連携の可能性の検討について要請したところ了承されたため、広域連携の可能性及びごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議を行い、令和2年(2020年)8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」(以下「広域化実施計画」という。)を策定しました。

	3. 資源物やごみの処理 1. 処理の概要	
--	--------------------------	--

「広域化実施計画」では、2市1町でゼロ・ウェイストを目指し徹底したごみの減量・資源化を進め、令和7年度（2025年度）から2市1町の燃やすごみについては逗子市既存焼却施設で処理を行います。

逗子市既存焼却施設の稼働期間はおおむね令和16年度（2034年度）までとし、将来のごみ処理体制として人口減少によるごみの減量、新技術の実用化の進捗、国の更なる広域化（広域化ブロック区割の設定見直し及び県内他市町村との連携）や施設の集約化の考え方を踏まえて、2市1町だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、ゼロ・ウェイストを目指し、更なるごみの減量・資源化を進めていくこととしています。

現在は、協議会において、令和7年（2025年）1月中の名越クリーンセンター稼働停止後の広域処理体制や処理の一元化に係る協議を進めるとともに、ごみの減量・資源化施策に関する情報収集等を行っています。



3. 1. 7 生ごみの資源化

市では平成 20 年（2008 年）11 月に、市民・事業者が生ごみを分別していただき資源化する施設として、山崎浄化センターの用地内に下水汚泥と生ごみ等を混合してメタン発酵しエネルギーを回収する「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」を整備することを決定しました。

平成 21 年度（2009 年度）はこれに基づき、既存の浄化センター施設の能力評価や設計諸元・技術的課題の整理、事業効果の検証などについての基本構想策定調査業務や、事業化に向けたフローシートの検討、施設配置計画の検討、概算事業費の算定、事業スケジュールの策定、基本設計関係図書の作成等からなる基本計画策定業務に取り組みました。

しかし、平成 21 年（2009 年）11 月の市長交替に伴い、施設を整備しないでごみを減量・資源化する方策について検討を行い、平成 23 年（2011 年）1 月 20 日に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設を整備せずに、ごみを減量・資源化する方針を決定しました。

生ごみの資源化は第 2 次一般廃棄物処理基本計画にも位置づけられ様々な検討を進める中で、平成 29 年度（2017 年度）に策定した第 3 次一般廃棄物処理基本計画や平成 28 年度（2016 年度）に締結した鎌倉市・逗子市・葉山町おけるごみ処理広域連携についての覚書の基本方針において「生ごみの減量・資源化を共通の課題として連携して取り組む。」としていることから、第 3 次一般廃棄物処理基本計画や広域連携における覚書の基本理念である「ゼロ・ウェイストの実現」を図るため施設整備を図り、生ごみの資源化を進めることとしました。

生ごみの資源化に当たっては、生活環境整備審議会の意見を取りまとめた「生ごみ資源化にあたって留意すべき事項について」、令和 3 年（2021 年）5 月に当審議会から答申を得た「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」、平成 31 年（2019 年）3 月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」及び令和 3 年（2021 年）6 月に改訂した「第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき施設整備を進めていきます。

また、令和 2 年（2020 年）8 月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」においても 2 市 1 町で生ごみの資源化を行っていくことを位置づけています。



3. 1. 8 名越クリーンセンターの延命化

鎌倉市名越クリーンセンター焼却施設は、昭和 55 年（1980 年）5 月に着工、昭和 57 年（1982 年）2 月から本稼動し、その後平成 14 年（2002 年）11 月にダイオキシン類削減対策工事完了をしました。

定期的な補修工事は実施しているものの、特にダイオキシン類削減対策時に更新等を実施していない設備・機器については、経年的な劣化が進行しており、更には本市のもうひとつの焼却施設である今泉クリーンセンターでの焼却を平成 27 年（2015 年）3 月に停止することに伴い、名越クリーンセンターが今後も継続的に安定した稼働を続けるために、基幹的設備改良工事を実施しました。

平成 22 年度（2010 年度）に鎌倉市名越クリーンセンター長寿命化計画を策定し、平成 23 年度（2011 年度）に基幹的設備改良工事に伴う生活環境影響調査等の業務を行いました。

平成 24 年度（2012 年度）から基幹的設備改良工事に着手し、平成 27 年（2015 年）7 月に竣工しました。

平成 28 年度（2016 年度）から、この基幹的設備改良工事に伴って仮移設した持込みごみ受入れ施設の復旧工事に着手し、平成 29 年（2017 年）6 月に竣工しました。

令和 2 年度（2020 年度）には、名越クリーンセンターバグフィルターろ布取替修繕工事を行いました。

施設の老朽化に伴い、令和 6 年度（2024 年度）中をもって名越クリーンセンターの稼働を停止する予定です。稼働停止までの期間、定期修繕等の必要な点検・整備を行っていきます。



3. 1. 9 新焼却施設の整備

これまで本市では、昭和 48 年（1973 年）に竣工した今泉クリーンセンター（処理能力 75t/日）と、昭和 57 年（1982 年）に竣工した名越クリーンセンター（処理能力 150t/日）の 2 箇所のごみ焼却施設で、市内より排出される可燃性ごみの焼却を行ってきましたが、平成 27 年（2015 年）3 月をもって、今泉クリーンセンターの焼却を停止し、名越クリーンセンターについては、平成 24 年度（2012 年度）から「名越クリーンセンター基幹的設備改良工事」に取り組み、平成 27 年度（2015 年度）以降 10 年を超える焼却施設の延命を図り、平成 27 年（2015 年）4 月以降は、名越クリーンセンター 1 か所での焼却を行っています。

しかしながら、名越クリーンセンターの基幹的設備改良工事により、10 年程度の延命化を施しても、施設の耐用年数など様々な課題を抱えており、これ以上、名越クリーンセンターでの焼却処理を継続していくことは困難であると考えられることから、ごみの減量・資源化を進め、発生抑制に努めつつ、将来にわたり安全で安定したごみ処理を継続していくために、新たなごみ焼却施設を建設することが本市にとっての命題となっていました。

そこで平成 24 年度（2012 年度）から、鎌倉市ごみ焼却施設基本構想に着手し、平成 25 年度（2013 年度）に本基本構想を策定した後に、鎌倉市ごみ焼却施設基本計画（案）の策定を、鎌倉市生活環境整備審議会に諮問するとともに、建設候補地の選定については、本審議会内に、ごみ焼却施設用地検討部会を設置し、市民の方の意見を聴取しながら検討を行いました。その検討結果を含め、平成 27 年（2015 年）3 月に基本計画（案）の答申を受けた後、平成 28 年（2016 年）3 月に基本計画として策定しました。

新ごみ焼却施設の建設に向けて、周辺住民に対して安全安心な施設づくりや周辺まちづくりの提案を行ってきましたが、話合いは平行線となり、新ごみ焼却施設の建設は、行政計画として決定している山崎下水道終末処理場未活用地を基本としつつ、ごみ処理は様々な手法が考えられることから、燃やすごみ処理の広域連携の可能性についても検討しました。

その結果、焼却施設を建設する場合と建設せずにごみの減量・資源化を進めた場合を比較し、後者に方針転換することが妥当であると判断したことから、平成 31 年（2019 年）3 月に「将来のごみ処理体制についての方針」を公表しました。また、令和 2 年（2020 年）8 月には「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定し、これらを踏まえ、令和 3 年（2021 年）6 月に「第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を改訂しました。

現在は、基本計画等に基づき、施設整備及びごみの減量・資源化施策を進めているところです。

	3. 資源物やごみの処理 1. 処理の概要	
--	--------------------------	--

3. 1. 10 家庭系ごみ有料化の実施

市では、循環型社会を構築するため、市民・事業者等と連携・協働して3R（発生抑制・再使用・再生利用）を進めています。

この一つの方策として、ごみの有料化は、ごみを減らすことにより費用負担が減るので、ごみの減量に対する意識が働き、ごみの発生抑制の効果があるとともに、ごみの量に応じた負担の公平性が図られることから、平成27年（2015年）4月1日から「家庭系ごみの有料化」を実施しています。

本市のごみ処理においては、市内に2カ所あった「ごみ焼却施設」のうち、老朽化等の理由により平成27年（2015年）3月で今泉クリーンセンターの焼却を停止した以降、ごみの焼却量を名越クリーンセンター1カ所で適正に焼却可能な30,000トン以下にすることが喫緊の課題でしたが、市民の皆様の理解と協力を得て家庭系ごみの有料化を実施するなど、3Rを進めてきた結果、ごみの焼却量は約40,000トン（平成22年度（2010年度））から約22,484トン（令和5年度（2023年度））まで減少し、目標を達成することができました。

今後は、ごみの焼却量を維持するとともに、将来に向けて安定的なごみ処理体制を確立するため、継続して「家庭系ごみの有料化」を実施します。

有料化の概要

- ・ 有料化の方法
指定収集袋による手数料の徴収
- ・ 有料化の品目
燃やすごみ、燃えないごみ

指定収集袋の価格

大きさ	1セット(10枚)	1枚あたり
5 L 袋 (S)	100 円	10 円
10 L 袋 (M)	200 円	20 円
20 L 袋 (L)	400 円	40 円
40 L 袋 (L L)	800 円	80 円